

平成27年度
芦屋市谷崎潤一郎記念館
指定管理者年度協定書

芦 屋 市

平成27年度芦屋市谷崎潤一郎記念館の管理に関する年度協定書

芦屋市（以下「甲」という。）と、読売・武庫川学院事業連合体（以下「乙」という。）とは、平成26年4月1日付けで締結した芦屋市谷崎潤一郎記念館（以下「記念館」という。）の管理運営に関する基本協定書に基づき、次のとおり年度協定を締結する。

（協定の期間）

第1条 この協定の期間は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までとする。

（指定管理料）

第2条 前条に定める期間の記念館の指定管理料は、金19,544,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

2 基本協定における業務仕様書に定める業務に変更がある場合は、甲乙協議の上、指定管理料の額を変更することができる。

（指定管理料の支払時期）

第3条 指定管理料は、四半期毎に支払うものとし、その支払期限及び支払金額は次のとおりとする。

期 別	支払期限	支払金額
第1・四半期	平成27年 5月25日	4,886,000円
第2・四半期	平成27年 7月24日	4,886,000円
第3・四半期	平成27年10月26日	4,886,000円
第4・四半期	平成28年 1月25日	4,886,000円

2 乙は、甲に対して支払期限の30日前までに、適法な費用の請求をしなければならない。

（施設の維持補修）

第4条 施設の維持補修のうち、1件10万円以下の案件については、補修発注時に甲に補修の連絡をするとともに、補修後速やかに報告すること。10万円を超える維持補修については、甲乙協議の上、行うものとする。

（疑義の決定）

第5条 この年度協定に関して、疑義が生じたとき又は定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この年度協定の成立を証明するため本書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 27 年 4 月 1 日

甲 芦屋市精道町7番6号
芦屋市
芦屋市長 山 中 健

乙 大阪市北区野崎町5番9号
読売・武庫川学院事業連合体
株式会社 大阪よみうり文化センター
代表取締役 岩 原 慎 介